

○農林省令第九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十年三月二十五日

農林大臣 安倍晋太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「沖永良部島、与論島、沖繩群島、宮古群島又は八重山群島」を「北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を除く。)」に改める。

別表二の一の項の地域の欄中「沖永良部島、与論島、沖繩群島、宮古群島、八重山群島」を「北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を除く。)」に改め、同表の三の項の地域の欄中「奄美群島(沖永良部島及び与論島を除く。)」を削る。

別表四の二の項の地域の欄及び別表五の二の項の地域の欄中「沖永良部島、与論島、沖繩群島、宮古群島、八重山群島」を「北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を除く。)」に改める。

附 則

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。